

## つがる市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条～第8条）

第4章 行政と議会との関係（第9条～第10条）

第5章 議会運営（第11条～第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条～第19条）

第7章 条例の見直し（第20条）

#### 附則

つがる市議会は、市の最高意思決定機関であり、選挙によって市民の負託を受けた議会と市長による二元代表制の下、議会は、行政に対する監視及び評価機能を発揮し、多様な民意を反映する合議制の意思決定機関として積極的に政策立案や提言を行うことで、地方自治の本旨の実現という大きな役割と責任を負っている。

今後は、地方分権のさらなる進展に伴い、自治体の自己決定・自己責任の範囲が拡大するとともに、地域住民のニーズに対応した行政運営が求められ、議会においても、時代の変遷に伴う状況の変化や新たに発生した課題に対し、的確かつ真摯に対応していかなければならない。

このような認識の下、活動力と創造力のある議会を築くため、議会の公正性・透明性の確保と市民参加を推進する開かれた議会を目指して、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この条例は、議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、市民のための開かれた議会を実現して、市政の発展と市民福祉の向上を図ることを目的とする。

#### （最高規範性）

**第2条** この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定又は改廃をする場合においては、この条例との整合を図るものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

**第3条** 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の代表として、市民の声を把握すること。
- (3) 市政運営を監視及び評価すること。
- (4) 活発な議論及び政策提案に努めること。

### (議員の活動原則)

**第4条** 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握することに努め、市民全体の福祉向上を目指すこと。
- (3) 自己研さん及び調査研究により、資質向上に努めること。

### (会派)

**第5条** 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

## 第3章 市民と議会との関係

### (市民と議会との関係)

**第6条** 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 本会議、委員会その他議会に関する条例等で定める会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、委員会の運営にあたり、市民の意見及び知見を議会の審議に反映させるため、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。
- 4 委員会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

### (議案に対する賛否の公表)

**第7条** 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。

### (議会報告会の開催)

**第8条** 議会は、市民への報告及び意見交換の場として、必要に応じて議会報告会を行うことができる。

## 第4章 行政と議会との関係

(市長等と議会との関係)

**第9条** 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持するよう努めなければならない。

(政策の立案及び提言)

**第10条** 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正並びに決議を通じて市長等に対し、政策の立案及び提言を行うものとする。

## 第5章 議会運営

(議会運営)

**第11条** 議会は、公平性、公正性及び透明性の確保を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

(質問又は質疑等)

**第12条** 議会の会議等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

(反問権)

**第13条** 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、質問の趣旨又は内容の確認のため、議員の質問又は質疑に対し、反問することができる。

(委員会活動)

**第14条** 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策の立案及び提言を行うものとする。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(研修及び調査研究)

**第15条** 議員は、資質、政策形成及び立案能力の向上を図るため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

**第16条** 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(広報の充実)

**第17条** 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、積極的な広報の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

**第18条** 議会は、機能の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会改革の推進)

**第19条** 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

## 第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

**第20条** 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成31年2月11日から施行する。